

○厚生労働省告示第百八十二号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和六年九月一日から適用する。
令和六年八月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 I (略) II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~122 (略) 123 経皮的カテーテル心筋焼灼 術用カテーテル (1)・(2) (略) (3) <u>ハルスフィールドアブレーション用</u> 681,000円 124~188 (略) 189 <u>削除</u> 190~227 (略) 228 <u>培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット</u> 9,464,500円 229 <u>弁周囲欠損孔閉鎖セット</u> 675,400円 III~V (略)	別表 I (略) II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~122 (略) 123 経皮的カテーテル心筋焼灼 術用カテーテル (1)・(2) (略) (新設) 124~188 (略) 189 <u>ヒト骨格筋由来細胞シート</u> (1) <u>採取・継代培養キット</u> 6,480,000円 (2) <u>回収・調製キット</u> 1枚当たり1,710,000円 190~227 (略) (新設) (新設) III~V (略)

品名	単位	材料価格
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格		
001 (略)		
002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)	1 g	<u>10,300円</u>
003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)	1 g	<u>8,991円</u>
004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	<u>9,086円</u>
005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	<u>9,075円</u>
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>3,045円</u>
007~009 (略)		
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>4,560円</u>
011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	<u>179円</u>
012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>204円</u>
013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	<u>245円</u>
014~069 (略)		
VII~IX (略)		

品名	単位	材料価格
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格		
001 (略)		
002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)	1 g	<u>9,232円</u>
003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)	1 g	<u>7,923円</u>
004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	<u>8,018円</u>
005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	<u>8,007円</u>
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>2,760円</u>
007~009 (略)		
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>4,237円</u>
011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	<u>159円</u>
012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>184円</u>
013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	<u>233円</u>
014~069 (略)		
VII~IX (略)		